



発行 東京都

目次

23

規則

- 東京都表彰規則の一部を改正する規則……………（政策企画局総務部秘書課）…一
- 都庁マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則……………（政策企画局総務部管理課）…二
- 東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（都民安全推進本部総合推進部都民安全推進課）…二
- 東京都庁内管理規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部総務課）…二
- 東京都地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部総務課）…三
- 東京都職員表彰規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部職員支援課）…三
- 東京都職員健康管理規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）…四
- 東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全課）…四

訓令

- 東京都図書類取扱規程の一部改正……………（総務局総務部文書課）…五
- 東京都印刷物取扱規程の一部改正……………（同）…五
- 職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部改正……………（総務局人事部人事課）…五

○会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部改正……………（同）…六

○東京都職員服務規程の一部改正……………（同）…六

○東京都職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正……………（同）…六

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正……………（総務局人事部職員支援課）…六

○宿日直勤務規程の一部改正……………（同）…七

○東京都被服貸与規程の一部改正……………（同）…七

○東京都安全衛生管理者等設置規程の一部改正……………（同）…七

○統括課長及び主任の職の指定等に関する規程の一部改正……………（総務局人事部制度企画課）…八

○統括課長代理の認定等に関する規程の一部改正……………（同）…八

○職員の給与に関する条例施行規則取扱規程の一部改正……………（同）…八

○給料の特別調整額に関する規程の一部改正……………（同）…八

○東京都職員の人事考課に関する規程の一部改正……………（同）…九

○東京都住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正……………（総務局行政部振興企画課）…九

告示

○東京都シルバーパス条例施行規則附則第二十三項により知事が別に定める者……………（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）…一〇

規則

東京都表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十号

東京都表彰規則の一部を改正する規則

東京都表彰規則（昭和四十七年東京都規則第百七十四号）の一部を次のように改正する。  
第七条中「並びに都民安全推進本部長、」を「、同条第三項に定める室長並びに」に

改め、「病院経営本部長」を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、「病院経営本部長」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

都庁マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十一号

都庁マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

都庁マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則(平成十一年東京都規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「並びに都民安全推進本部長、」を「組織規程第八条第一項に定める室の長並びに」に改め、「病院経営本部長」を削り、同条第二項中「第九条第三項」を「第九条第四項」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定(「病院経営本部長」を削る部分に限る。)は、同年七月一日から施行する。

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十二号

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則(平成十六年東京都規則第九十八

号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「生活文化局長、オリンピック・パラリンピック準備局長」を「生活文化スポーツ局長」に、「都民安全推進本部長」を「生活文化スポーツ局生活安全担当局長」に改める。

第二条の四中「都民安全推進本部長」を「生活文化スポーツ局生活安全担当局長」に改める。

第二条の六中「都民安全推進本部総合推進部都民安全推進課」を「生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課」に改める。

第三条第三項中「都民安全推進本部長」を「生活文化スポーツ局生活安全担当局長」に改める。

第十条第一項中「都民安全推進本部」を「生活文化スポーツ局」に改める。

第十一条第一項第一号中「都民安全推進本部長」を「生活文化スポーツ局生活安全担当局長」に改め、同項第三号中「都民安全推進本部総合推進部長」を「生活文化スポーツ局都民安全推進部長」に改める。

第十二条中「都民安全推進本部総合推進部都民安全推進課長」を「生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課長」に改める。

第十三条中「都民安全推進本部長」を「生活文化スポーツ局生活安全担当局長」に改める。

第十四条中「都民安全推進本部総合推進部都民安全推進課」を「生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課」に改める。

第三十一条中「都民安全推進本部総合推進部若年支援課」を「生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都庁内管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十三号

東京都庁内管理規則の一部を改正する規則  
東京都庁内管理規則（昭和四十五年東京都規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「並びに都民安全推進本部長、」を「、同条第三項に定める室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、「、病院経営本部長」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

東京都地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第九十四号

東京都地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則

東京都地方独立行政法人評価委員会規則（平成十七年東京都規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「病院経営本部経営企画部総務課」を「福祉保健局都立病院支援部法人調整課」に改める。

附則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

東京都職員表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第九十五号

東京都職員表彰規則の一部を改正する規則

東京都職員表彰規則（昭和五十九年東京都規則第三百三号）の一部を次のように改正する

る。

第二条第三項中「並びに都民安全推進本部長、」を「、同条第三項に定める室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、「、病院経営本部長」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

東京都職員健康管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第九十六号

東京都職員健康管理規則の一部を改正する規則

東京都職員健康管理規則（昭和五十九年東京都規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「並びに都民安全推進本部、」を「、室並びに」に改め、「、病院経営本部」を削り、同条第三号中「並びに都民安全推進本部長、」を「、同条第三項に規定する室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削る。

第三十二条中「地方公務員法第二十二條の三第一項の規定により臨時的に任用される職員及び」を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三条第一号の改正規定（「、病院経営本部」を削る部分に限る。）及び同条第三号の改正規定（「、病院経営本部長」を削る部分に限る。）は、同年七月一日から施行する。

東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第九十七号

東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則

東京都職員住宅管理規則(平成三年東京都規則第七号)の一部を次のように改正する。第二条第一号中「並びに都民安全推進本部、」を「、室並びに」に改め、「、病院経営本部」を削り、同条第二号中「並びに都民安全推進本部長、」を「、同条第三項に規定する室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定(「、病院経営本部」を削る部分に限る。)及び同条第二号の改正規定(「、病院経営本部長」を削る部分に限る。)は、同年七月一日から施行する。

東京都シルバークラス条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十八号

東京都シルバークラス条例施行規則の一部を改正する規則

東京都シルバークラス条例施行規則(平成十二年東京都規則第三百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第二十四項中「附則第二十二項」を「附則第二十三項」に改め、同項を附則第二十五項とし、附則第二十三項を附則第二十四項とし、附則第二十二項の次に次の一項を加える。

23 第二条の規定にかかわらず、令和四年度にバスの発行を受ける者で市町村民税非課税者等(令和三年度にバスの発行を受けた者に限る。)その他市町村民税非課税者等に相当する者として知事が別に定める者の費用負担額は、千円とする。

別表中

株式会社新日本観光自動車  
京王バス小金井株式会社

を

株式会社新日本観光自動車

に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十九号

東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則(昭和三十九年東京都規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一の部一の款一の項(5)ア及びイ中「千円」を「千七十円」に改め、同項3の項中「二千円」を「二千五十円」に改め、同項4の項(2)中「千五百八十円」を「千五百四十円」に改め、同項(3)中「二千二百円」を「二千六十円」に改め、同部二の款中6の項から13の項までを7の項から14の項までとし、5の項の次に次のように加える。

6 赤痢アメーバ抗原定性

一 件 千七百八十円

別表第一第一の部三の款一の項(3)中「四百八十円」を「五百十円」に改め、同項2の項(1)ア中「二千八百円」を「二千八百八十円」に改め、同項(2)中「千二百八十円」を「千三百六十円」に改め、同項(3)中「二千二百四十円」を「二千四百円」に改め、同項(4)オ中「四千八百九十円」を「四千七百五十円」に改め、同項(5)イ中「五千三百十円」を「五千三百七十円」に改め、同項(7)ア中「千三百六十円」を「千四百四十円」に改め、同項(7)イ中「千七百六十円」を「千八百四十円」に改め、同項(7)ウ中「二千二百四十円」を「二千三百二十円」に改め、同項(8)中「千五百五十円」を「千五百十円」に改め、

同部四の款1の項(3)ア、イ及びエ中「九百二十円」を「八百九十円」に改め、同項中(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、同項(9)エ中「八百六十円」を「八百四十円」に改め、同項(9)ク中「二千八百円」を「二千七百二十円」に改め、同項中(9)を(10)とし、(6)から(8)までを(7)から(9)までとし、(5)の次に次のように加える。

(6) HIV-1特異抗体・HIV-2特異抗体(イムノクロマト法)

一件 五千二百八十円

附則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に試験又は検査の依頼を受けているものに係る手数料については、なお従前の例による。

訓令

●東京都訓令第二十七号

東京都図書取扱規程(平成元年東京都訓令第六号)の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一号中「並びに都民安全推進本部、」を「、室並びに」に改め、「、病院経営本部」を削る。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、「、病院経営本部」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

●東京都訓令第二十八号

庁 中 一 般

東京都印刷物取扱規程(昭和二十八年東京都訓令甲第五十五号)の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一号中「並びに都民安全推進本部、」を「、室並びに」に改め、「、病院経営本部」を削る。

第七条第一項及び第二項中「生活文化局広報聴部都民の声課」を「総務局総務情報公開課」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定中「、病院経営本部」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

●東京都訓令第二十九号

職員の服務の宣誓に関する取扱規程(昭和二十六年東京都訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二号中「都民安全推進本部長」を「子供政策連携室長」に改め、「、病院経営本部長」を削る。

附則

庁 中 一 般  
支 業 所 庁 般  
事 業 所 庁 般  
収用委員会事務局  
労働委員会事務局

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、「病院経営本部長」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

●東京都訓令第三十号

庁 中 一 般  
支 行  
事 業 所  
収用委員会事務局  
労働委員会事務局

会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する取扱規程（令和二年東京都訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第四条中「都民安全推進本部長」を「子供政策連携室長」に改め、「病院経営本部長」を削る。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、「病院経営本部長」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

●東京都訓令第三十一号

庁 中 一 般  
支 行  
事 業 所  
収用委員会事務局  
労働委員会事務局

東京都職員服務規程（昭和四十七年東京都訓令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子  
「病院経営本部長」を削る。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、「病院経営本部長」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

●東京都訓令第三十二号

庁 中 一 般  
支 行  
事 業 所  
収用委員会事務局  
労働委員会事務局

東京都職員出勤記録及び出勤簿整理規程（昭和四十七年東京都訓令第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第四条中「都民安全推進本部長」を「子供政策連携室長」に改め、「病院経営本部長」を削る。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、「病院経営本部長」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

●東京都訓令第三十三号

庁 中 一 般  
支 行  
事 業 所  
収用委員会事務局

労働委員会事務局

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条の二中「並びに都民安全推進本部長、」を「、同条第三項の室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削る。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、「、病院経営本部長」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

●東京都訓令第三十四号

庁 中 一 般  
支 業 所 庁  
事 業 所  
取用委員会事務局  
労働委員会事務局

宿日直勤務規程（平成七年東京都訓令第九号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第三条第一項中「並びに都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、」を「、同条第三項の室長並びに」に改める。

別表第二中「同 重症重度心身障害児者施設」を「同 療育センター」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十五号

庁 中 一 般

支 業 所 庁  
事 業 所  
取用委員会事務局  
労働委員会事務局

東京都被服貸与規程（平成十三年東京都訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第一条中「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の三第一項の規定により臨時的に任用される職員を除く。）」を削る。

第二条中「並びに都民安全推進本部長、」を「、同条第三項に規定する室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削る。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定（「、病院経営本部長」を削る部分に限る。）は、同年七月一日から施行する。

●東京都訓令第三十六号

庁 中 一 般  
支 業 所 庁  
事 業 所  
取用委員会事務局  
労働委員会事務局

東京都安全衛生管理者等設置規程（昭和四十九年東京都訓令第四十三号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一号中「並びに都民安全推進本部、」を「、室並びに」に改め、「、病院経

営本部」を削る。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、「病院経営本部」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

●東京都訓令第三十七号

庁 中 一 般  
支 業 所  
事 業 所  
収用委員会事務局  
労働委員会事務局

統括課長及び主任の職の指定等に関する規程（昭和六十一年東京都訓令第五十三号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一号中「並びに都民安全推進本部長、」を「、同条第三項に規定する室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削る。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、「病院経営本部長」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

●東京都訓令第三十八号

庁 中 一 般  
支 業 所  
事 業 所  
収用委員会事務局  
労働委員会事務局

統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都訓令第十号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一号中「並びに都民安全推進本部長、」を「、同条第三項に規定する室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削る。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、「病院経営本部長」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

●東京都訓令第三十九号

庁 中 一 般  
支 業 所  
事 業 所  
収用委員会事務局  
労働委員会事務局

職員の給与に関する条例施行規則取扱規程（昭和四十年東京都訓令甲第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

別表一本庁行政機関及び地方行政機関の部都民安全推進本部の項及び病院経営本部の項を削る。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、病院経営本部の項を削る部分は、同年七月一日から施行する。

●東京都訓令第四十号

庁 中 一 般



支給所 労働委員会事務局  
 支所 収用委員会事務局  
 業所 労働委員会事務局  
 事務 給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

別表第一本庁の項中

「総務課長  
 総務局人事部主任課長」を  
 「総務課長  
 子供政策連携室子供政策連携推進企画課長」に改め、  
 「総務局人事部主任課長」を  
 「総務局人事部主任課長」に改め、

「（総務課長）の下に「及び子供政策連携室子供政策連携推進企画課長」を加え、同表本庁行政機関及び地方行政機関の項中「都民安全推進本部、住宅政策本部（住宅企画部）」を「住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部）」に、「都民安全推進本部、住宅政策本部、」を「住宅政策本部、」に、

「都民安全推進本部の課長（総務課長を除く。）」を  
 「住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）の課長（総務課長を除く。）」に、

「都民安全推進本部の担当課長  
 住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）の担当課長」を  
 「住宅政策本部（住宅企画部、民間住宅部及び都営住宅経営部に限る。）の担当課長」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十一号

支所 労働委員会事務局  
 支所 収用委員会事務局  
 業所 労働委員会事務局  
 事務 東京都職員の仕事考課に関する規程（平成十四年東京都訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第五号中「並びに都民安全推進本部長、」を「、同条第三項に規定する室長並びに」に改め、「、病院経営本部長」を削る。

第五条第三号中「第二十二条の三第一項」の下に「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項第二号又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年東京都条例第百四十八号）第九条」を加える。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第五号の改正規定（「、病院経営本部長」を削る部分に限る。）は、同年七月一日から施行する。

●東京都訓令第四十二号

支所 労働委員会事務局  
 支所 収用委員会事務局  
 業所 労働委員会事務局  
 事務 東京都住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成十四年東京都訓令第九十八号）の一部を次のように改正する。

東京都住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成十四年東京都訓令第九十八号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第二条第六号中「並びに都民安全推進本部、」を「、室並びに」に改め、「、病院経営本部」を削る。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、「、病院経営本部」を削る部分は、同年七月一日から施行する。

### 告示

#### ●東京都告示第四百三十六号

東京都シルバーバス条例施行規則の一部を改正する規則（令和四年東京都規則第九十八号）による改正後の東京都シルバーバス条例施行規則（平成十二年東京都規則第三百四十号。以下「改正後の規則」という。）附則第二十三項の規定により知事が別に定める者は、次のとおりとする。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 令和三年度にバスの発行を受けた者で、東京都シルバーバス条例施行規則の一部を改正する規則による改正前の東京都シルバーバス条例施行規則附則第二十二項の規定により費用負担額を千円とされたもの（改正後の規則附則第二十三項に規定する市町村民税非課税者等及び令和三年東京都告示第四百十五号（東京都シルバーバス条例施行規則附則第二十二項により知事が別に定める者）の規定に基づき費用負担額を千円とされた者を除く。）

二 令和四年度にバスの発行を受ける者で、令和三年の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。ただし、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令（平成

十年政令第四百十二号）第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）が百三十五万円以下であることを証したもの（やむを得ない事由により令和三年の合計所得金額が百三十五万円以下であることを証することができない場合は、令和二年の合計所得金額が百三十五万円以下であることを証したものの）

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

行 東 京 都  
発 東京都市西新宿二丁目八番一  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

